

第2節 国家防衛戦略の概要

1976年以降6回策定されてきた、自衛隊の防衛力整備、維持および運用の基本的指針である防衛大綱に代わって、戦後最も厳しい安全保障環境を踏まえ、わが国

の防衛目標、防衛目標を達成するためのアプローチやその手段を包括的に示すため、2022年12月に国家防衛戦略が新たに策定された。

1 防衛大綱から国家防衛戦略への変遷

1 51大綱

51大綱¹は、1970年代のデタント²を背景として策定されたものであり、①全般的には東西間の全面的軍事衝突などが生起する可能性は少ない、②わが国周辺においては、米中ソの均衡的な関係と日米安保体制の存在がわが国への本格的な侵略の防止に大きな役割を果たし続ける、との認識に立った。

そのうえで、わが国に対する軍事的脅威に直接対抗するよりも、自らが力の空白となってわが国周辺地域の不安定要因とならないよう、独立国としての必要最小限の基盤的な防衛力を保有する「基盤的防衛力構想」という考え方を導入した。

2 07大綱

07大綱³は、冷戦の終結など国際情勢が大きく変化する一方、国連平和維持活動（国連PKO）^{Peacekeeping Operations}や阪神・淡路大震災への対応など、自衛隊に対する期待が高まっていたことなどを考慮して策定された。

07大綱は、わが国の防衛力整備がそれまで、「基盤的防衛力構想」に基づいて行われてきたとしたうえで、これを基本的に踏襲した。

一方、防衛力の内容は、防衛力の規模や機能を見直すことに加えて、わが国の防衛のみならず、大規模災害など各種事態への対応やより安定した安全保障環境への貢献など、様々な分野において自衛隊の能力をより一層活用することを重視するものとなっているのが特徴である。

3 16大綱

16大綱⁴は、大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散の進展、国際テロ組織の活動などの新たな脅威や多様な事態への対応が課題となるなか、わが国の安全保障および防衛力のあり方について新たな指針を示す必要があるとの判断のもとで策定された。

16大綱は、防衛力のあり方については、「基盤的防衛力構想」の有効な部分は継承するとしつつ、国際テロ組織の活動などを含む新たな脅威や平和と安全に影響を与える多様な事態に実効的に対応し、かつ、国際平和協力活動に主体的かつ積極的に対応できるよう、多機能で弾力的な実効性のある防衛力が必要であるとした。

4 22大綱

22大綱⁵は、①わが国周辺において、依然として核戦力を含む大規模な軍事力が存在するとともに、多くの国が軍事力を近代化し、また各種の活動を活発化させていること、②軍事科学技術などの飛躍的な発展にともない、兆候が現れてから事態が発生するまでの時間は短縮化する傾向にあるなかでシームレスに対応する必要があること、③多くの安全保障課題は、国境を越えて広がるため、平素からの各国の連携・協力が重要となっているなかで、軍事力の役割が多様化し、平素から常時継続的に軍事力を運用することが一般化しつつあることなどを踏まえ、策定された。

22大綱は、今後の防衛力について、防衛力の存在を重視した従来の「基盤的防衛力構想」によらず、防衛力の

1 昭和52年度以降に係る防衛計画の大綱について（昭和51年10月29日国防会議及び閣議決定）

2 1962年のキューバ危機を契機として、当時冷戦と呼ばれる対立関係にあった米ソの緊張状態が緩和していった状況を指す。1979年のソ連のアフガニスタン侵攻によって終焉。

3 平成8年度以降に係る防衛計画の大綱について（平成7年11月28日安全保障会議及び閣議決定）

4 平成17年度以降に係る防衛計画の大綱について（平成16年12月10日安全保障会議及び閣議決定）

5 平成23年度以降に係る防衛計画の大綱について（平成22年12月17日安全保障会議及び閣議決定）

運用に焦点を当て、与えられた防衛力の役割を効果的に果たすための各種の活動を能動的に行える動的なものとしていく必要があるとした。このため、即応性、機動性、柔軟性、持続性、多目的性を備え、軍事技術水準の動向を踏まえた高度な技術力と情報能力に支えられた「動的防衛力」を構築することとした。

5 25大綱

25大綱⁶は、わが国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増すなかで、いわゆるグレーゾーンの事態を含め、自衛隊の対応が求められる事態が増加するとともに長期化しつつあるなか、自衛隊の活動量を下支えする防衛力の質と量の確保が必ずしも十分とは言えない状況を踏まえて策定された。

25大綱は、より統合運用を徹底し、装備の運用水準を高め、その活動量をさらに増加させるとともに、各種活動を下支えする防衛力の質と量を必要かつ十分に確保し、抑止力と対処力を高めていくこととした。このため、自衛隊全体の機能・能力に着目した統合運用の観点からの能力評価を実施し、総合的な観点から特に重視すべき機能・能力を導き出すこととした。このような能力評価の結果を踏まえることで、防衛力の効率的な整備が可能となった。あわせて、後方支援基盤をこれまで以上に幅広く強化し、最も効果的に運用できる態勢を構築するこ

ととした。

このように、25大綱は、多様な活動を状況に臨機に即応して機動的に行いうる、より実効的な防衛力である「統合機動防衛力」を構築することとした。

6 30大綱

30大綱⁷は、わが国を取り巻く安全保障環境が格段に速いスピードで厳しさと不確実性を増していることを踏まえ、「統合機動防衛力」の方向性を深化させた真に実効的な防衛力を構築すべく策定された。

具体的には、①全ての領域における能力を有機的に融合し、その相乗効果により全体としての能力を増幅させる領域横断作戦が実施でき、②平時から有事までのあらゆる段階における柔軟かつ戦略的な活動の常時継続的な実施を可能とし、③日米同盟の強化や安全保障協力の推進が可能な性質を有する、真に実効的な防衛力として、「多次元統合防衛力」を構築することとした。特に、宇宙・サイバー・電磁波といった新たな領域における能力や、それと一体となって、航空機、艦艇、ミサイルなどによる攻撃に効果的に対処するための能力の強化や、後方分野も含めた防衛力の持続性・強靱性の強化を重視していくこととした。

 参照 図表Ⅱ-2-2-1（防衛力の役割の変化）

⁶ 平成26年度以降に係る防衛計画の大綱について（平成25年12月17日国家安全保障会議及び閣議決定）

⁷ 平成31年度以降に係る防衛計画の大綱について（平成30年12月18日国家安全保障会議及び閣議決定）

図表Ⅱ-2-2-1

防衛力の役割の変化



2

国家防衛戦略の概要

国家防衛戦略は、わが国の防衛目標、この防衛目標を達成するためのアプローチやその手段を包括的に示すものであり、概要は次のとおりである。

わが国政府の最も重大な責務は、国民の命と平和な暮らし、そして、わが国の領土・領空・領海を断固として守り抜くことであり、安全保障の根幹である。わが国を含む国際社会は、深刻な挑戦を受け、新たな危機に突入しており、今後、インド太平洋地域、とりわけ東アジアにおいて、戦後の安定した国際秩序の根幹を揺るがしかねない深刻な事態が発生する可能性が排除されない。戦後、最も厳しく複雑な安全保障環境のなかで、国民の命と平和な暮らしを守り抜くためには、厳しい現実と正面から向き合って、相手の能力と**新しい戦い方**に着目した防衛力の抜本的強化を行う必要がある。

ロシアがウクライナを侵略するに至った軍事的な背景としては、ウクライナがロシアによる侵略を抑止するための十分な能力を保有していなかったことにある。また、どの国も一国では自国の安全を守ることができず、共同して侵攻に対処する意思と能力を持つ同盟国との協力の重要性が再認識されている。さらに、高い軍事力を持つ



KEY WORD

「新しい戦い方」

これまでの航空侵攻・海上侵攻・着上陸侵攻といった伝統的なものに加えて、精密打撃能力が向上したミサイルによる大規模な攻撃、情報戦を含むハイブリッド戦、宇宙・サイバー・電磁波領域や無人アセットを用いた非対称的な攻撃、核兵器による威嚇ともとれる言動などを組み合わせた新しい戦い方が顕在化している。こうした新しい戦い方に対応できるかどうか、今後の防衛力を構築するうえでの課題となっている。

国が、あるとき侵略という意思を持ったことにも注目すべきである。脅威は能力と意思の組み合わせで顕在化するが、その意思を外部から正確に把握することは困難である。国家の意思決定過程が不透明であれば、脅威が顕在化する素地が常に存在する。このような国から自国を守るためには、力による一方的な現状変更は困難であると認識させる抑止力が必要であり、相手の能力に着目した防衛力を構築する必要がある。

1 わが国の防衛の基本方針

わが国の防衛の根幹である防衛力は、わが国の安全保障を確保するための最終的な担保であり、わが国に脅威が及ぶことを抑止するとともに、脅威が及ぶ場合には、これを阻止・排除し、わが国を守り抜くという意味と能力を表すものである。今後の防衛力については、相手の能力と戦い方に着目して、わが国を防衛する能力をこれまで以上に抜本的に強化するとともに、新たな戦い方への対応を推進し、いついかなるときも力による一方的な現状変更とその試みは決して許さないとの意思を明確にしていく必要がある。

わが国の防衛目標は次の3つである。

- ① 力による一方的な現状変更を許容しない安全保障環境を創出する
- ② 力による一方的な現状変更やその試みを、同盟国・同志国などと協力・連携して抑止・対処し、早期に事態を収拾する
- ③ 万が一、わが国への侵攻が生起する場合、わが国が主たる責任をもって対処し、同盟国などの支援を受けつつ、これを阻止・排除する

また、核兵器の脅威に対しては、核抑止力を中心とする米国の拡大抑止が不可欠であり、3つの防衛目標を達成するためのわが国自身の努力と、米国の拡大抑止などがありまって、あらゆる事態からわが国を守り抜く。

これらの防衛目標を達成するための3つのアプローチと、その基本的な考え方などは次のとおりである。

- ① わが国自身の防衛体制の強化として、その中核たるわが国の防衛力を抜本的に強化するとともに、国全体の防衛体制を強化する
- ② 同盟国である米国との協力を一層強化することにより、日米同盟の抑止力と対処力をさらに強化する
- ③ 自由で開かれた国際秩序の維持・強化のために協力

する同志国などとの連携を強化する

(1) 第1のアプローチ：わが国自身の防衛体制の強化

ア わが国の防衛力の抜本的な強化

抜本的に強化された防衛力は、防衛目標であるわが国自体への侵攻をわが国が主たる責任をもって阻止・排除しうる能力でなくてはならない。これは、相手にとって軍事的手段ではわが国侵攻の目標を達成できず、生じる損害というコストに見合わないことを認識させるだけの能力をわが国が持つことを意味する。こうした防衛力を保有できれば、米国の能力とあいまって、わが国への侵攻のみならず、インド太平洋地域における力による一方的な現状変更やその試みを抑止でき、それを許容しない安全保障環境を創出することにつながる。

また、抜本的に強化された防衛力は、新しい戦い方に対応できるものでなくてはならない。そのために必要な機能・能力として、まず、わが国への侵攻そのものを抑止するために、遠距離から侵攻戦力を阻止・排除できる能力である、①スタンド・オフ防衛能力、②統合防空ミサイル防衛能力を強化する。万が一抑止が破れ、わが国への侵攻が生起した場合、①と②の能力に加え、有人・無人アセットを駆使するとともに、領域を横断して優越を獲得し、非対称的な優勢を確保する必要がある。このため、③無人アセット防衛能力、④領域横断作戦能力、⑤指揮統制・情報関連機能を強化する。さらに、迅速かつ粘り強く活動し続けて、相手方の侵攻意図を断念させるため、⑥機動展開能力・国民保護、⑦持続性・強靱性を強化する。

このような防衛力の抜本的強化は、いついかなる形で力による一方的な現状変更が生起するか予測困難であることから、速やかに実現していく必要がある。まず、策定から5年後の2027年度までに、わが国への侵攻が生起する場合には、わが国が主たる責任をもって対処し、同盟国などの支援を受けつつ、これを阻止・排除できるように防衛力を強化する。この期間の最優先課題は、現有装備品を最大限有効に活用するため、可動数向上や弾薬・燃料の確保、主要な防衛施設の強靱化への投資を加速するとともに、将来の中核となる能力を強化することである。さらに、策定からおおむね10年後までに、この防衛目標をより確実にするためさらなる努力を行い、より早期かつ遠方で侵攻を阻止・排除できるように防衛力を強化する。

わが国への侵攻を抑止するうえで鍵となるのは、スタン

ド・オフ防衛能力などを活用した反撃能力である。近年、わが国周辺のミサイル戦力が質・量ともに著しく増強されるなか、ミサイル発射も繰り返されており、ミサイル攻撃が現実の脅威となっている。こうしたなか、今後も、既存のミサイル防衛能力を質・量ともに不断に強化していく。しかし、既存のミサイル防衛網だけでは完全に対応することが困難になりつつある。このため、ミサイル防衛網により、飛来するミサイルを防ぎつつ、相手からのさらなる武力攻撃を防ぐために、わが国から有効な反撃を相手に加える能力、すなわち反撃能力の保有が必要である。

反撃能力とは、わが国に対する武力攻撃が発生し、その手段として弾道ミサイルなどによる攻撃が行われた場合、「武力の行使」の三要件に基づき、そのような攻撃を防ぐのにやむを得ない必要最小限度の自衛の措置として、相手の領域において、わが国が有効な反撃を加えることを可能とする、スタンド・オフ防衛能力などを活用した自衛隊の能力をいう。こうした反撃能力を持つことにより、武力攻撃そのものを抑止する。そのうえで、万一、相手からミサイルが発射される際にも、ミサイル防衛網により、飛来するミサイルを防ぎつつ、反撃能力により相手からのさらなる武力攻撃を防ぎ、国民の命と平和な暮らしを守っていく。

反撃能力は、憲法および国際法の範囲内で、専守防衛の考え方を変更するものではなく、「武力の行使」の三要件を満たす場合に初めて行使され、武力攻撃が発生していない段階で自ら先に攻撃する先制攻撃は許されないこととはいうまでもない。また、日米の基本的な役割分担は今後も変更はないが、わが国が反撃能力を保有することに伴い、日米が協力して対処していくこととなる。

イ 国全体の防衛体制の強化

わが国を守るためには自衛隊が強くなければならないが、わが国全体で連携しなければ、わが国を守ることはできない。このため、防衛力の抜本的強化に加え、外交力、情報力、経済力、技術力を含めた国力を統合し、あらゆる政策手段を体系的に組み合わせて国全体の防衛体制を構築していく。その際、政府一体となった取組を強化していくため、政府内の縦割りを打破していくことが不可欠である。このため、防衛力の抜本的強化を補完する不可分一体の取組として、わが国の国力を結集した総合的な防衛体制を強化する。また、政府と地方公共団体、民間団体などとの協力を推進する。

(2) 第2のアプローチ：

日米同盟による共同抑止・対処

米国との同盟関係は、わが国の安全保障の基軸であり、わが国の防衛力の抜本的強化は、米国の能力のより効果的な発揮にもつながり、日米同盟の抑止力・対処力を一層強化するものとなる。日米は、こうした共同の意思と能力を顕示することにより、力による一方的な現状変更やその試みを抑止する。そのうえで、わが国への侵攻が生じた場合には、日米共同対処により侵攻を阻止する。

このため、まず、日米共同の抑止力・対処力の強化に取り組む。わが国の防衛戦略と米国の国防戦略は、あらゆるアプローチと手段を統合させて、力による一方的な現状変更を起こさせないことを最優先とする点で軌を一にしている。これを踏まえ、即応性・抗たん性を強化し、相手にコストを強要し、わが国への侵攻を抑止する観点から、それぞれの役割・任務・能力に関する議論をより深化させ、日米共同の統合的な抑止力をより一層強化していく。

次に、同盟調整機能を強化する。日米両国による整合的な共同対処を行うため、同盟調整メカニズム (ACM) Alliance Coordination Mechanism を中心とする日米間の調整機能をさらに発展させる。また、日米同盟を中核とする同志国などとの連携を強化するため、ACMなどを活用し、運用面におけるより緊密な調整を実現する。

さらに、情報保全、サイバーセキュリティ、装備・技術協力など、あらゆる段階における日米共同での実効的な対処を支える基盤を強化する。

最後に、厳しい安全保障環境に対応する、日米共同の態勢の最適化を図りつつ、在日米軍再編の着実な進展や在日米軍の即応性・抗たん性強化を支援する取組など、在日米軍の駐留を安定的に支えるための各種施策を推進する。

(3) 第3のアプローチ：同志国などとの連携

力による一方的な現状変更やその試みに対抗し、わが国の安全保障を確保するため、同盟国のみならず1か国でも多くの国々との連携を強化することが極めて重要である。その観点から、自由で開かれたインド太平洋 (FOIP) Free and Open Indo-Pacific というビジョンの実現に資する取組を進めていく。また、地域の特性や各国の事情を考慮した多角的・多層的な防衛協力・交流を積極的に推進する。同志国などとの連携の推進の一方で、中国やロシアとの意思疎通についても留意していく。

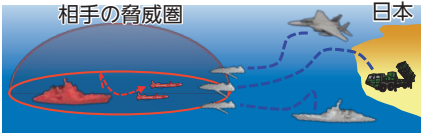
2 防衛力の抜本的強化にあたって重視する能力

基本方針やこれらと整合された統合的な運用構想により導き出された、わが国の防衛上必要な7つの機能・能力の基本的な考え方とその内容を示している。7つの機能・能力は、①スタンド・オフ防衛能力、②統合防空ミ

사일防衛能力、③無人アセット防衛能力、④領域横断作戦能力、⑤指揮統制・情報関連機能、⑥機動展開能力・国民保護、⑦持続性・強靱性である。

参照 図表Ⅱ-2-2-2（防衛力の抜本的強化にあたって重視する7つの機能・能力とそのイメージ）

図表Ⅱ-2-2-2 防衛力の抜本的強化にあたって重視する7つの機能・能力とそのイメージ

① スタンド・オフ防衛能力	・ 攻撃されない安全な距離から相手部隊に対処する能力を強化	
② 統合防空ミサイル防衛能力	・ ミサイルなどの多様化・複雑化する空からの脅威に対応するための能力を強化	イージス・システム搭載艦(注)の建造 
③ 無人アセット防衛能力	・ 無人装備による情報収集や戦闘支援などの能力を強化	 偵察用UAV(中域用)(注)の整備
④ 領域横断作戦能力	・ 全ての能力を融合させて戦うために必要となる宇宙・サイバー・電磁波、陸・海・空の能力を強化	 スタンド・オフ電子戦機(注)の開発
⑤ 指揮統制・情報関連機能	・ 迅速かつ的確に意思決定を行うため、指揮統制・情報関連機能を強化	 電波情報収集機(RC-2)の取得
⑥ 機動展開能力・国民保護	・ 必要な部隊を迅速に機動・展開するため、海上・航空輸送力を強化 ・ これらの能力を活用し、国民保護を実施	 輸送船舶の取得
⑦ 持続性・強靱性	・ 必要十分な弾薬・誘導弾・燃料を早期に整備 ・ 装備品の部品取得や修理、施設の強靱化にかかる経費を確保	 火薬庫(注)の確保

(注) 印の図はイメージ

3 将来の自衛隊のあり方

防衛力の抜本的強化にあたって重視する能力の7つの分野における各自衛隊の役割や、それらを踏まえた統合運用体制、各自衛隊の体制整備にかかる基本的な考え方

を示している。また、戦略的・機動的な防衛政策の企画立案の必要性を踏まえ、その機能を抜本的に強化していくこととしている。

【参照】 図表Ⅱ-2-2-3（自衛隊の体制整備の考え方）

図表Ⅱ-2-2-3 自衛隊の体制整備の考え方

統合運用体制の強化	- 既存組織の見直しにより、常設の統合司令部を創設 - 統合運用に資する装備体系を検討
陸上自衛隊	- スタンド・オフ防衛能力、迅速かつ分散した機動展開能力、指揮統制・情報関連機能を重視した体制を整備 - サイバーを中心とした領域横断作戦への寄与
海上自衛隊	- 防空能力、情報戦能力、スタンド・オフ防衛能力などの強化 - 省人化・無人化の推進 - 水中優勢を獲得・維持しうる体制を整備
航空自衛隊	- 機動分散運用、スタンド・オフ防衛能力などの強化 - 宇宙利用の優位性を確保しうる体制を整備し、航空自衛隊を航空宇宙自衛隊へ
情報本部	- 情報戦対応の中心的な役割 - 他国の軍事活動などを把握し、分析・発信する能力を抜本的に強化

(注) わが国全体のサイバーセキュリティ強化に貢献するため、自衛隊全体で体制を抜本的に強化。

4 国民の生命・身体・財産の保護に向けた取組など

国民の生命・身体・財産の保護に向けた取組や国際的な安全保障協力への取組、いわば防衛力そのものとしての防衛生産・技術基盤や、防衛力の中核である自衛隊員の能力を発揮するための人的基盤の強化について、基本

的な考え方を示している。

【参照】 図表Ⅱ-2-2-4（国民の生命・身体・財産の保護に向けた取組など）、Ⅲ部1章3節7項（大規模災害などへの対応）、Ⅲ部1章3節8項（在外邦人等の保護措置および輸送への対応）、Ⅳ部（防衛力の中核である自衛隊員の能力を発揮するための基盤の強化）、Ⅴ部1章（いわば防衛力そのものとしての防衛生産・技術基盤の強化）

図表Ⅱ-2-2-4 国民の生命・身体・財産の保護に向けた取組など

国民の生命・身体・財産の保護・国際的な安全保障協力への取組
国民の生命・身体・財産の保護に向けた取組 わが国への侵攻のみならず、大規模テロや原子力発電所をはじめとする重要インフラに対する攻撃、大規模災害、感染症危機などは深刻な脅威であり、国の総力をあげて全力で対応
国際的な安全保障協力への取組 わが国の平和と安全のため、積極的平和主義の立場から、世界各地における紛争・対立の解決に向けた努力、気候変動などに起因する国際的な大規模災害に際しての人道支援・災害救援、大量破壊兵器の不拡散などの国際的な課題に積極的に対応
いわば防衛力そのものとしての防衛生産・技術基盤
- 自国での装備品の研究開発・生産・調達を安定的に確保し、新しい戦い方に必要な先端技術を防衛装備品に取り込むため不可欠な基盤であることから、いわば防衛力そのものと位置づけられるものであり、強化は必要不可欠 - 新たな戦い方に必要な力強く持続可能な防衛産業の構築、様々なリスクへの対処、販路の拡大などの取組
防衛力の中核である自衛隊員の能力を発揮するための基盤の強化
人的基盤の強化 防衛力の中核である自衛隊員について、必要な人員を確保し、全ての隊員が高い士気と誇りを持ちながら、個々の能力を発揮できる環境を整備
衛生機能の変革 これまで重視してきた自衛隊員の壮健性の維持から、有事において危険を顧みずに任務を遂行する隊員の生命・身体を救う組織へ変革



反撃能力

Q：反撃能力とは何ですか？なぜ必要なのですか？

反撃能力とは、わが国に対する武力攻撃が発生し、その手段として弾道ミサイルなどによる攻撃が行われた場合、「武力の行使」の三要件に基づき、そのような攻撃を防ぐのにやむを得ない必要最小限度の自衛の措置として、相手の領域において、わが国が有効な反撃を加えることを可能とする、スタンド・オフ防衛能力などを活用した自衛隊の能力のことを言います。

近年、わが国周辺では、極超音速兵器などのミサイル関連技術と飽和攻撃など実戦的なミサイル運用能力が飛躍的に向上し、質・量ともにミサイル戦力が著しく増強される中、ミサイルの発射も繰り返されるなど、わが国へのミサイル攻撃が現実の脅威となっており、既存のミサイル防衛網だけで完全に対応することは難しくなりつつあります。そのため、ミサイル防衛網により飛来するミサイルを防ぎつつ、相手からのさらなる武力攻撃を防ぐために、反撃能力を保有する必要があります。

反撃能力の保有により、武力攻撃そのものを抑止し、万一、相手からミサイルが発射される際にも、反撃能力により相手からのさらなる武力攻撃を防ぎ、国民の命や平和な暮らしを守っていきます。

Q：反撃能力は専守防衛に違反しないですか？

専守防衛とは、相手から武力攻撃を受けたとき初めて防衛力を行使し、その態様も自衛のための必要最小限にとどめ、また、保持する防衛力も自衛のための必要最小限のものに限るなど、憲法に精神にのっとった受動的な防衛戦略の姿勢を言うものであり、わが国の防衛の基本的な方針です。

そして、わが国が保有する反撃能力は、弾道ミサイルなどによるわが国に対する武力攻撃が発生した場合、「武力の行使」の三要件に基づき、そのような攻撃を防ぐのにやむを得ない必要最小限度の自衛の措置として行使されるものです。

どちらも、「相手から武力攻撃を受けた場合の必要最小限度の自衛の措置」という観点で整合しており、政府としては、わが国の防衛の基本的な方針として、専守防衛を堅持していく考えです。

Q：反撃能力の行使は「先制攻撃」にならないですか？

反撃能力は、憲法、国際法、国内法の範囲内で、「武力の行使」の三要件を満たして初めて行使されるものです。武力攻撃が発生していない段階で自ら先に攻撃

する先制攻撃は許されず、それを行うことはしないことはいうまでもありません。

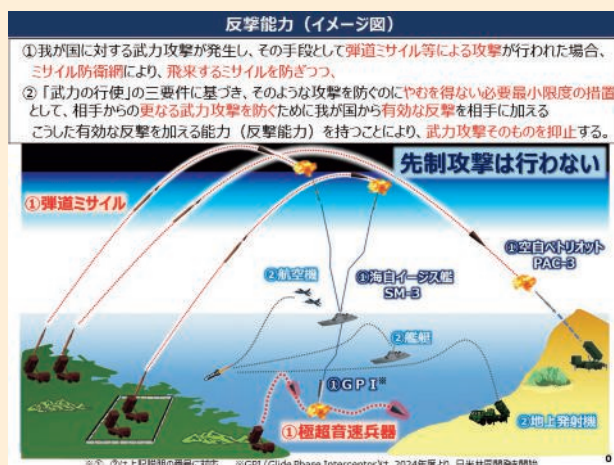
Q：反撃能力は存立危機事態において行使し得るのですか？

存立危機事態は、「我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生」したからといって、無条件で認定されるものではなく、「これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険」がある場合に認定され、これを排除し、わが国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がなく、必要最小限度の実力行使にとどまる場合において、自衛の措置として武力を行使することが許容されます。

その上で、事態認定後の反撃能力の運用については、実際に発生した状況に即して、「武力の行使」の三要件に基づき、弾道ミサイルなどによる攻撃を防ぐために、他に手段がなく、やむを得ない必要最小限度の自衛の措置として、いかなる措置をとるかという観点から、個別具体的に判断することとなります。

(参考) 政府の統一見解（鳩山内閣総理大臣答弁船田防衛庁長官代読（1956年2月29日））

わが国に対して急迫不正の侵害が行われ、その侵害の手段としてわが国土に対し、誘導弾等による攻撃が行われた場合、座して自滅を待つべしというのが憲法の趣旨とするところだというふうには、どうしても考えられないと思うのです。そういう場合には、そのような攻撃を防ぐのに万やむを得ない必要最小限度の措置をとること、たとえば、誘導弾等による攻撃を防御するのに、他に手段がないと認められる限り、誘導弾等の基地をたたくことは、法理的には自衛の範囲に含まれ、可能であるというべきものと思います。





抑止力の意義

防衛研究所 地域研究部アジア・アフリカ研究室 主任研究官 栗田 真広

安全保障政策における抑止の重要性は、実際の武力衝突に陥ることなく、自国にとって不利益となる敵対国の行為を防げる点にあります。軍事力の活用の類型は、概念上、その実使用を伴うものか、使用の威嚇を楯にするものかという点と、現状維持と現状変更のいずれを志向するかという点の二軸で分類されます。現状維持を目的に、敵対国の侵略の試みを軍事力の実使用によって排除する防衛（defense）に対し、抑止（deterrence）は同じく現状維持を目的としながら、軍事力使用の威嚇を楯に、事態を武力衝突に至らしめることなく侵略を防止するものです。

抑止の概念は核兵器と結びつけられがちですが、実際にはより幅広い手段に立脚します。敵対国が侵略に訴えたならば「耐え難い」損害を与える、との威嚇に基づく抑止は、懲罰的抑止と呼ばれ、核兵器のように破壊力が大きく防御の容易でない手段と親和的です。一方で、仮に敵対国が侵略に訴えたとしても、十分な防衛力をもって侵略の目的達成を阻止する、との威嚇によって侵略を思いとどまらせる、拒否的抑止という抑止の形もあります。こちらは主として、非核の通常兵器に立脚することになります。

核使用の威嚇を楯にした懲罰的抑止は強力ですが、敵対する双方の国が核兵器を保有している場合、威嚇

を履行することは自殺行為になり得ます。そのため、特に敵対国の非核の手段を用いた侵略を抑止する上では、有効性に限界があります。だからこそ、懲罰的抑止を担保するための核抑止力があっても、並行して通常戦力に基づく防衛力を整備し、同時に拒否的抑止を機能させること、かつ懲罰と拒否の二つの抑止アプローチを有機的に連携させることが重要と考えられてきました。

抑止の難しさは、その成否が抑止側の持つ能力のみでは決まらないところにあります。敵対国が侵略を思いとどまるかは、究極的には、抑止側が威嚇している内容を本当に履行するか否かについて、侵略側がどう認識するか依存します。それゆえ、懲罰・拒否のいずれの抑止でも、威嚇を履行する意思と能力があることを、現状変更を企図する国に適切に認識させる必要があります。これは特に、同盟関係にある他国への侵略行為を抑止しようとする、拡大抑止の場合において重要になります。たとえ自国への直接的攻撃がなくとも、いずれかの同盟国への攻撃があれば同盟として共同で対処する用意がある旨を、適切なメッセージによって伝達していくことが、拡大抑止の成立には求められるわけです。

（注）本コラムは、研究者個人の立場から学術的な分析を述べたものであり、その内容は政府としての公式見解を示すものではありません。